

行政監査結果報告書

1 監査の種類 行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査のテーマ 「監査委員監査の指摘事項への対応について」

3 テーマ選定の理由

監査委員監査は、不正又は違法の摘発を目的とするだけでなく、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政を確保できるか、という点に最大の目的があるとされている。

各監査において、事務処理の合規性はもとより、予算執行における経済性、事業運営の有効性等に着目した監査を実施し、監査結果報告により各部局に対する指摘を行っている。なお、町長等は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知している。

そこで、近年における指摘事項への各部局の措置等を検証することにより、適正な事務処理への職員の意識啓発を図ることは、健全な行財政運営に資するものと考え本テーマを設定した。

4 監査の方法

監査を行うに当たり、平成23年度から平成25年度の各監査指摘事項及び、平成22年度から平成24年度の一般会計・特別会計決算審査口頭意見を精査しその結果を基に、事前審査の上、本審査を実施した。

5 監査の対象部課

総務部	総務課、防災交通課、総合政策課、財政課
福祉部	町民課、福祉課、保健課
産業振興部	農政課、商工観光課、水産みどり課
建設水道部	管理課、事業課、上下水道課
教育委員会	学務課、生涯学習課

6 監査の期間 平成26年10月7日から平成26年10月10日まで（4日間）

7 監査の結果

過去3ヵ年の監査及び審査において、監査委員が指摘した事項は110件であり措置を講じた旨の回答があったものは38件となっている。この指摘事項に対して回答件数が少ない要因（比率）は、例年同様の指摘が繰返されているためであり、改善のスピード不足や職員の問題意識の欠如と解釈できる。

しかし、今回の監査で措置対応はおおむね履行されていると認められたが、一部に遅延している事案もあり、その解決に向けて各部局の検討のみならず、早期に解決できるよう町及び各行政委員会統一の措置となるよう考慮されたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。